

## 林業普及指導事業の在り方に関する懇談会における検討の視点（案）

主な検討課題	現状・指摘等	検討の視点	第1・2回検討会における主な意見（文頭の*が2回検討会）
<p>1. 林業普及指導事業の意義と役割</p> <p><b>林業普及指導事業の意義と基本的役割</b></p>	<p>林業普及指導事業は、制度発足当初から、試験研究機関と行政、森林所有者等との橋渡し役として、都道府県の普及指導職員が森林所有者等に直接的に、森林・林業に関する技術及び知識の普及並びに森林施業に関する指導を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、林業の振興や森林の有する諸機能の高度発揮を図ってきた。</p> <p>森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の持続的発揮を旨として適正な整備保全を図ることとしているとともに、これを実現するために林業の持続的かつ健全な発展を図ることとしている。他方、近年は、木材価格の長期低迷により林業の採算性が大幅に悪化しており、森林所有者の林業経営意欲が減退している。</p> <p>普及事業については、限られた体制の中にあつて、林政の課題の多様化に対応し、活動の領域が拡大している。このため、その姿や成果が見えづらくなっているとの指摘がある。</p> <p>地方分権改革推進会議中間報告では、農業の普及員について「普及事業の制度創設時と現在を比較すると、農業を取り巻く環境や農業の担い手の在り方が大きく変化する中で、基本的な仕組みが変わらず、農業改良普及員という公務員による行政の仕組みとして、1万人近い規模で維持されていることの是非が検討されなく</p>	<p>林業普及指導事業を巡る環境変化等を踏まえ、今後の事業の意義・基本的役割をどう位置づけていくか。</p> <p>森林・林業に関する課題が多様化する中、関係機関や森林所有者等が普及組織に求めているものは何か。</p> <p>林業普及指導事業についても現行の仕組みと取り組みの範囲・内容の関係はどう評価されるか。</p>	<p>・林業は森林の生態系関係を含み、また、長期スパンを要するという特色があり、持続的経営の考え方が農業と異なる</p> <p>・林業経営が破綻している状況を踏まえ、普及をどうしていくかが課題</p> <p>・強風による被害で樹幹内部に外から見えない被害が出たり、苗木の病気が数十年たってから現れるようなこともあり、このような長時間たってから影響が現れるような問題に対しての指導が必要</p> <p>・普及職員が専門知識を活かして林業者の問題を解決して欲しい</p> <p>* A G から全国レベルでの林業技術のノウハウを教えて頂きたい。</p> <p>・被害の初期段階から相談できる場を強く求めたい</p> <p>* 林家等の意見を踏まえ、普及</p>

林業普及指導事業  
が取り組むべき課題・  
対象

てはならない。」としている。

森林の多面的機能の発揮等森林に対する国民の要請に的確に応えるため、多様な森林整備を推進することが必要であり、その推進に当たっては、森林・林業の理解者・支援者を育成することが重要となっている。

厳しい林業情勢の中で林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、森林の施業や経営の受託等による林業経営の改善、機械化の促進、林産物の供給と利用の確保への対応が求められている。また、担い手の生活根拠でもある山村の振興が必要である。

森林所有者等の技術水準や経営意欲にばらつきがあることや経営手法の多様化が進む中で、地域を一括りにした画一的な普及方法を用いるのではなく、地域ごとの必要性に応じて課題と対象者の絞り込みを図りつつ重点的に取り組んでいくとの方針の下に普及指導に取り組んでいる。

今日的な林業普及指導事業の意義、役割を踏まえ、現在の普及指導運営方針にも照らし、林業普及指導事業が取り組むべき課題や対象はどうあるべきか。

指導職員はどのような役割を果たすべきか、端的に示すべき

・普及職員が専門知識を活かして林業者の問題を解決して欲しい

・被害の初期段階から相談できる場を強く求めたい

・林業が成り立たなくなっている中で放置されている森林の扱いについて、森林所有者からの声があがらないが、放っておくと多面的機能にも影響が出る。こうした問題に対しても取り組むべき

・採算性の合う森林が少ない現状にあることから、下流域、異業種の人たちを巻き込んだ森林整備への取組に対する普及指導を推進すべき

・最近の傾向として住民が主体として実施すべきとの考え方もあり、実施方針策定等に当たっては地域の合意形成を図った上で地域住民の意向を反映することが落としどころかもしれない

\*普及事業の創設当初は、知識を必要とする人がいて、それを受け入れるという流れがあった。今は情報が得られることによってできること、反対に情報が得られてもできないこともある。このような中で普及の対象をどうするのが一番の大きなテーマと考える。

主な検討課題	現状・指摘等	検討の視点	第1回検討会における主な意見
<p>2. 民間との役割分担・連携について</p> <p><b>林業普及指導事業における民間の力の活用</b></p> <p><b>森林組合の指導事業との連携の在り方</b></p>	<p>地方分権改革推進会議中間報告では農業改良普及事業について、「地域の実情に応じて弾力的に事業運営できるよう、地方分権の趣旨を踏まえて検討する。その際には、民間の力の活用も弾力的に検討されるべき」としている。</p> <p>森林組合の経営指導、大規模林家を主体とした税理士や会計士の活用、林業機械メーカー、種菌メーカーのサービス活動が行われている。</p> <p>森林組合が行う森林の経営に関する指導は、組合員を対象に、森林組合職員が技術的・経営的指導を行い、組合員の技術レベルの確保に寄与。</p> <p>一方、林業普及指導事業は、新技術の実証と林家等への普及を図ることにより、間伐の促進等森林・林業に関する地域の課題解決に向けて活動。</p> <p>林業普及指導事業と森林組合による経営指導は性格の異なるもので相互に補完的な関係にある。</p>	<p>林業普及指導事業において、民間の力を活用すべき分野、活用する組織・人材及び活用システムの在り方についてどう考えるか。</p> <p>森林組合の行う経営指導と林業普及指導事業との役割分担や連携の在り方は今後どうあるべきか。</p>	

主な検討課題	現状・指摘等	検討の視点	第1回検討会における主な意見
<p>3. 林業普及指導事業の仕組みや組織体制の在り方について</p> <p><b>試験研究機関との連携の在り方</b></p> <p><b>林業普及指導事業の効率的効果的な実施体制</b></p>	<p>普及指導職員が試験研究機関に対して、地域ニーズを踏まえた技術開発課題を要請し、試験研究成果について実証を行い、地域の条件・特性に応じた技術として現場に普及している。</p> <p>地域のニーズに対応した試験研究の成果を迅速に普及していく観点から、試験研究機関との取組課題の共有化に取り組んでいる。</p> <p>多様化する普及対象者のニーズにきめ細かく対応するため、普及の実施手法において、個別指導方式や少人数指導方式の拡充を図っている。</p> <p>普及事業の広域化等に対応した機動的な活動が可能となるよう、改良指導員の普及指導区を越えた活動の実施等職員の活動の弾力化を図っている。</p> <p>間伐の推進等全国共通の課題への各地域の普及活動成果の共有や林業者をはじめ広く一般を対象として森林・林業関連の最新の話題や林業経営の先進的事例等の情報をインターネットを通じて提供する体制を整備している。また、普及組織と試験研究組織とのインターネットを介したネットワークの充実を図り、情報提供・交換機能の充実強化を図っている。</p>	<p>国の研究開発、都道府県の研究開発と林業普及指導事業との連携の在り方はどうあるべきか。</p> <p>また、大学及び民間による研究開発とどう連携をとるか。</p> <p>森林の多面的機能の持続的発揮のための森林施業、効率的かつ安定的な林業経営の確立、国民参加の森林づくりの推進等多様化・高度化する林業政策の課題に対応した普及組織体制はどのようなべきか。</p>	<p>・多面的機能の発揮への指導方法を明らかにする必要がある</p> <p>・市町村合併の動きの中で普及指導区の配置について見直す必要がある</p> <p>・施業計画の認定が県から市町村に移ったことを踏まえ、市町村で実施することもあるのではないか</p> <p>・市町村の林業担当者が限られている中で市町村がどれだけ関与できるか疑問</p> <p>* A G等の活動内容、普及指導事業が林業の振興等にどれだけ機能しているのかということ林家等関係者が十分知らないのではないか。</p> <p>* 普及指導職員の配置は専任にしてほしい</p>

		<p>* 普及は人と人をつなぐ事業であり、普及対象の林家等に存在感を認められるものでなくてはならない。</p> <p>* 在任期間の長期化等の勤務形態の検討も必要でないか</p>
--	--	---

主な検討課題	現状・指摘等	検討の視点	第1回検討会における主な意見
<p>4. 普及指導職員の機能とその強化について</p> <p><b>普及指導職員の任用等の在り方</b></p> <p><b>普及指導職員の資質向上方策</b></p>	<p>林業専門技術員については国が、林業改良指導員については都道府県が、その資格試験を実施し、試験合格者等を普及指導職員として任用することで一定の普及指導水準を確保。</p> <p>普及指導職員資格制度等検討会報告において、「森林・林業に関する教育機関の変化・多様化に対応するとともに、幅広い視点を持ち意欲ある人材を林業専門技術員とすることに鑑み、大学・短大卒業者の履修課程の区分を廃止、大学院卒業者を学歴区分に加える等林業専門技術員の受験資格、試験方法の見直しが必要」とされており、今後制度の改正について検討。</p> <p>森林・林業に対する国民の要請や林政の課題の多様化の中で、普及指導職員の技術及び課題解決に係る指導能力の向上が重要な課題となっている。</p> <p>普及指導職員資格制度等検討会報告において、「林業専門技術員の専門項目を再編成し、生物多様性、林産物のマーケティング、森林の多様な利用、合意形成手法等新たな林政の課題に対応する分野を強化する」こととされており、今後、専門項目の再編成について検討する。</p>	<p>普及指導水準の確保・向上の方策についてどのように考えるか。</p> <p>幅広い分野から人材を確保するとの観点から、普及指導職員資格試験の受験資格以外について制度の弾力化等改善するべき点があるか。</p> <p>普及指導職員に今後求められる資質をどのように考えるか。また、そのために必要な資質向上対策は何か。</p>	<p>・地方で林業をやっている人と話していると、普及指導職員が十分認知されていないと感じる</p> <p>・普及職員が山に来て直接指導することが最近少ない</p> <p>・普及職員が専門知識を活かして林業者の問題を解決して欲しい</p> <p>* 林家の立場から A G に望むのは、技術指導である。先進地の技術習得のための研修等により、技術の向上に努めていただきたい。</p> <p>* A G から全国レベルでの林業技術のノウハウを教えて頂きたい。</p>

主な検討課題	現状・指摘等	検討の視点	第1回検討会における主な意見
<p>5. 林業普及指導事業における国と都道府県の役割</p> <p><b>国と都道府県との協同事業であることの意義と必要性</b></p> <p><b>国の関与の在り方</b></p> <p><b>普及指導職員の必</b></p>	<p>森林の公益的機能の効果が広範囲に及び、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことに鑑みると、森林整備の水準は一定以上に保たれる必要があることから、国と都道府県の協同事業として統一的な方針の下、林業普及指導事業を実施し、森林整備の担い手である森林所有者等の知識・技術の水準を一定以上に保つとともに、効率的かつ安定的な林業経営の確立を図るなど各般の施策を効率的・効果的に行うこととしている。</p> <p>地方分権改革推進会議中間報告では、「国と地方の役割分担を検討するに当たって、制度の創設から長期間が経過し、既に地方公共団体の事務として同化、定着していると考えられる事務事業について、人件費に対する助成をはじめ、国が補助金の交付や法律上の規制によって、地方公共団体の実情に応じた事務事業の見直しを阻害することのないようにする必要があり、こうした観点から農業、林業、水産業に係る改良普及制度の見直しを検討すべき」とされている。</p> <p>現在、国は、林業普及指導運営方針の策定、林業普及指導事業に必要な経費の助成、普及指導職員の資質向上のための研修の実施、林業専門技術員資格試験の実施等を行っている。</p> <p>都道府県は、林業普及指導実施方針の策定、普及指導職員の設置、普及活動の実施、林業改良指導員資格試験の実施等を行っている。</p> <p>地方分権改革推進会議中間報告では農業改</p>	<p>地方分権が推進される中、国と都道府県との協同事業であることの意義と必要性についてどのように考えるか。</p> <p>地域の実情に応じた弾力的な事業運営を円滑にするための国の役割、関与の在り方についてどのように考えるか。</p> <p>普及指導職員の必置規制、</p>	<p>・県が実情に応じて弾力的に普及指導事業を実施していると理解</p>

<p>置規制</p> <p>金 林業普及指導交付</p>	<p>良普及事業について、「普及行政の必要性を否定するものではないが、地域の実情に応じて弾力的に事業運営ができるよう、地方分権の趣旨を踏まえて検討すべき。その際、普及員の必置規制や普及手当に関する規定の在り方、一般財源化を含め、交付金の在り方について検討すべき」とされている。</p> <p>林業普及指導事業は、国と都道府県が一体となって実施する協同事業として実施しているものであり、林業普及指導事業交付金は、その財政的裏付けとして、普及指導職員の設置や活動に必要な基礎的経費を国として交付している。交付金という形態をとることにより、都道府県における林業普及指導事業の実施において、自主性を発揮させ弾力的な運営を可能にする一方、国の施策推進に必要な普及水準を安定的に確保することが可能となっている。</p>	<p>普及手当に関する規定についてどのように考えるか。</p> <p>一般財源化を含め、交付金の在り方についてどのように考えるか。</p>
------------------------------	---	---